

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 告 示

- 基本測量実施の通知(五一六・建設管理課)……………1
- 道路区域の変更及び供用開始(五一七・道路課)……………1

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 路 種 類	道 路		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
			本荘西仙北角館線	大仙市大沢郷宿字箱井二番一地先から大沢郷寺字神宮沢一番一地先まで	九・四〇〇一六・〇〇	〇・二六八
			本荘西仙北角館線	〃	一三・〇〇〇二九・五〇	〇・二六七

二 供用開始の期日 平成二十年十二月九日  
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年十二月九日から同月二十二日まで

### 秋田県告示第五百十八号

平成二十年二級建築士試験の結果、次の者が合格したので、建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)第十六条第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成二十年十二月九日

秋田県知事 寺田典城

二級建築士試験の合格者

受 験 番 号	受 験 番 号
一E一〇〇一一R	一E一一〇三八N

## 告 示

### 秋田県告示第五百十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

- 平成二十年二級建築士試験の合格者(五一八・建築住宅課)……………1
- 平成二十年年度砂利採取業務主任者試験合格者(河川砂防課)……………1
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………2

一E一〇〇一六N	一E一一〇八〇N
一E一〇〇四〇Y	一E一一〇七七M
一E一〇〇五五K	一E一一二二一P
一E一〇〇九七K	一E一一二二六M
一E一〇一一三M	一E一一〇〇二二N
一E一〇一九七M	一E一一〇〇一四R
一E一〇二二五M	一E一一〇〇二六N
一E一〇三〇九M	一E一一〇〇八三P
一E一〇三三九P	一E一一〇〇九九Y
一E一〇三四一Y	一E一一〇一〇三N
一E一〇三三三P	一E一一〇一一一P
一E一〇三三九K	一E一一〇一五八M
一E一〇五五〇M	一E一一〇一六八R
一E一〇五五三L	一E一一〇一九九L
一E一〇五六七L	一E一一〇二三五M
一E一〇五七七P	一E一一〇二四六Y

## 公 告

平成二十年十一月十四日に実施した平成二十年年度砂利採取業務主任者試験に次の者が合格したので、公示する。

一E一〇五八一L	一E一一〇二五四K
一E一〇六一〇M	一E一一〇二五六M
一E一〇六八二P	一E一一〇二六八K
一E一〇七三九R	一E一一〇二六九L
一E一〇七五二P	一E一一〇二七〇M
一E一〇七六八Y	一E一一〇三〇一R
一E一〇七八二Y	一E一一〇三一一〇K
一E一〇八〇九R	一E一一〇三六七L
一E一〇八九五K	一E一一〇三六八M
一E一〇九〇八Y	一E一一〇三七七八R

平成二十年十二月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類  
基本測量(空中写真撮影及びデジタルオルソ作成作業)
- 二 作業を行う地域  
湯沢市及び雄勝郡東成瀬村
- 三 作業を行う期間  
平成二十年十一月十七日から平成二十一年三月二十四日まで

### 秋田県告示第五百十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成二十年十二月九日

秋田県知事 寺田典城

平成二十年十二月九日

秋田県知事 寺田典城

受験番号

〇〇一  
〇〇七  
〇一一

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年十二月九日

一 入札に付する物件の所在地、面積等  
秋田県知事 寺田典城

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
一	由利本荘市 石脇字田尻 野七番二六	宅地	九七七・二三	二一、三〇四、 〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場所	期 間
一	由利地域振興局総務企画部総務課 総務・出納班 (電話)〇一八四一二 二一五四三二	平成二十年十二月九日(火)から同月二十四日(水)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場所	日 時
一	由利地域振興局第一会議室	平成二十年十二月二十五日(木) 午前十一時

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

(一) 個人の場合

印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)

(二) 法人の場合

法人の登記事項証明書

入札保証金に関する事項

六 入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条に規定するところによる。  
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八 予定価格

秋田県財務規則附則第七項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

九 その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八―八六〇―二七三六)に照会のこと。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成二十年九月三十日(号外第二号)掲載の秋田県規則第五十一号(秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則)  
(原稿誤り)

一 中 一 三十二 一 号 一 二 号

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五  
E-mail:matsubarainatsuco.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄